平成２９年（フ）第９０８８号
東京都江東区牡丹２丁目９―10―５Ａ
破産者　本澤　聡志
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１０８号
東京都八王子市堀之内２丁目12―７　Ｃ’ｓ36ＨＩＲＡＫＡＴＡ102
破産者　長田　紘典
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１１２号
埼玉県さいたま市浦和区木崎２丁目33―５―203
破産者　木村　悦子
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１１８号
東京都足立区竹の塚６丁目13―５―105
破産者　吉村努こと　金　　賢努
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１４２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目40―10―202
破産者　山本　広志（旧姓竹田）
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１６４号
東京都東村山市恩多町３丁目23―１―202
破産者　鈴木　利江
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１６７号
東京都足立区六木３丁目20―１―304
破産者　藤田　勝弘
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１７６号
東京都世田谷区若林４丁目23―３―204
破産者　獅子倉　正
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１８９号
東京都大田区南蒲田３丁目13―17―101
破産者　横尾　千里
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１９１号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目42―３　林ビル
破産者　玄　　秀盛
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１９８号
東京都練馬区大泉町３丁目５―18―309
破産者　金澤　弥生（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３０２号
東京都品川区小山台１丁目30―12
破産者　榎本　　志
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３０８号
東京都調布市国領町７丁目33―12―105
破産者　桃井　　隼（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４６９号
東京都千代田区神田小川町３丁目２番14号ユースクエア御茶ノ水８階
破産者　株式会社アンビシェイト
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４７０号
東京都文京区湯島１丁目５―28―1205
破産者　川本　恵太
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４５４号
東京都足立区扇１丁目55―23
破産者　阿出川　清
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７１６号
東京都稲城市東長沼204―１―203
破産者　伊藤　優輝
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７５３号
東京都羽村市神明台２丁目４番地の１　サンマンション羽村104
破産者　株式会社リネア
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７５４号
東京都羽村市双葉町２丁目16―３
破産者　田中　　強
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５９号
東京都新宿区四谷４丁目24番地　滝澤ビルＢ１
破産者　株式会社ＮＦＣ
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７６０号
千葉県市川市柏井町２丁目57―９
破産者　愛甲なつみ
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部